

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 2013 年度第 7 回中国 IPG 全体会合/JETRO 知財セミナー開催のご案内

2013 年度第 7 回中国 IPG 全体会合/JETRO 知財セミナーを以下のとおり開催いたします。  
参加を希望される方は、弊所ホームページをご参照のうえ、10 月 12 日（土）までにお申し込みください。皆様のご参加をお待ちしております。

日時：2013 年 10 月 17 日（木）13：30-14：30 中国 IPG 全体会合 ※中国 IPG 会員限定  
15：00-17：00 JETRO 知財セミナー ※公開セミナー

受付：中国 IPG 会員の方 13：00 から

中国 IPG 会員以外の方 14：30 から

会場：長富宮飯店 1 階 芙蓉の間

北京市建国門外大街 26 号 Tel：010-6512-5555

主催：日本貿易振興機構、中国 IPG

内容：第 1 部 中国 IPG 全体会合

- ・中国 IPG 部会長会等の活動紹介
- ・IPG 各 WG・中国人実務者研修会の活動紹介
- ・IPG 注目トピック（「商標法改正のポイント」 IP FORWARD 分部悠介 氏）

第 2 部 JETRO 知財セミナー

（意匠権関連）

- ・「意匠権に関する行政救済・司法救済に関する最近の動向」（仮）

北京三友知識産権代理有限公司 弁護士 陳堅 氏

- ・「ブリヂストンの中国における意匠戦略」（仮）

株式会社ブリヂストン 知的財産第 2 部 大澤貴之 氏

（司法関連）

- ・「中国の知的財産権侵害訴訟 判例からみた日本企業の留意点」

BLJ 法律事務所 弁護士・博士（法学） 遠藤誠 氏

使用言語：日本語

定員：100 名（先着順）

参加費：無料

JETRO 北京事務所知的財産権部ホームページ

<http://www.jetro-pkip.org/>

2. 知財関連無料法律相談のご案内

JETRO 北京事務所では、中国における日系企業の知財活動を支援するため、ニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地での R&D 活動・技術ライセンス問題、中国にお

ける商標、専利（発明、実用新案、意匠）の個別事案、技術取引における法務／金融／契約等に関する無料相談サービスを実施しています。本サービスでは専門家からのアドバイスを日本語で受けることができます。

相談サービスにつきましては、以下の法律事務所・専利代理事務所の協力を得ています。

- ・北京市天達律師事務所
- ・北京集佳知識産権代理有限公司

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先までE-Mailでお申し込みください。

<必要事項>

- ・相談者情報（勤務先、所属部署、氏名、電話番号、E-Mail）
- ・相談希望日時
- ・相談内容（相談の背景、現状問題となっている事項含め、可能な範囲で詳細にご記入ください）

※ご相談いただいた内容については、外部公表いたしません。

<申込先>

JETRO 北京事務所知的財産権部

E-Mail : post@jetro-pkip.org

---

#### 【最新ニュース・クリッピング】

##### ○ 法律・法規等

1. 「林産物地理的表示管理弁法」がパブコメ募集、審査登録制度を確立へ(国家知識産権戦略網 2013年9月11日)
2. 改正商標法が全人代常務委で採択、来年5月1日より施行(工商総局公式サイト 2013年9月1日)
3. 国家知識産権局、専利代理サービス管理標準を作成へ(国家知識産権戦略網 2013年8月30日)
4. 法制弁とSIPO、改正「専利代理条例」に関するシンポジウムを広東で開催(国家知識産権網 2013年9月13日)
5. ネットワーク商品取引・サービス管理弁法、パブコメを募集(國務院法制弁公室公式サイト 2013年9月12日)
6. 山東省、繰り返し権利侵害への行政処罰規定を導入(中国法院網 2013年9月11日)

##### ○ 中央政府の動き

1. SIPOと江蘇省、知財戦略モデル省建設活動会議を北京で開催(国家知識産権網 2013年9月11日)
2. 発展改革委と輸出入銀行、ハイテクサービス業の発展支援策を発表(中国知識産権资讯网 2013年9月11日)
3. WCO事務局次長：中国税関との知的財産権協力を強化したい(海関総署公式サイト 2013年9月11日)
4. 発展改革委、体制改革を進めて戦略的新興産業の発展を推進(新華網 2013年9月6日)

5. 質検総局とタイ国商務省、「地理的表示協力覚書」を締結(国家知識産権戦略網 2013年9月6日)
6. 工商総局とブラジル産業財産庁、協力覚書を締結(工商総局公式サイト 2013年9月3日)
7. 知的財産権戦略の実施に関するテレビ電話会議、北京で開催(国家知識産権網 2013年8月31日)
8. 中国・カナダ PPH と中国・シンガポール PPH、9月1日から実施(国家知識産権網 2013年8月30日)
9. 第2期国家知的財産権専門家諮問委員会が発足(国家知識産権戦略網 2013年9月15日)
10. 発展改革委、ソフトウェアと集積回路設計の重点企業認定作業を始動(国家知識産権戦略網 2013年9月13日)
11. 工商総局、改正商標法の徹底に向け5つの施策、違法な代理を厳罰(新華網 2013年9月18日)

#### ○ 地方政府の動き

1. 広東省、「科学技術と金融の結合促進に関する実施意見」を発布(科技部公式サイト 2013年9月9日)
2. 雲南省で知的財産権保護支援センターが設立(新華網 2013年9月6日)
3. 四川省、知的財産権遠隔教育システムが運用開始(国家知識産権網 2013年9月4日)
4. テレマティクス産業技術イノベーション連盟、北京で設立(国家知識産権戦略網 2013年9月3日)
5. 北京市、今年の「企業知的財産権管理規範」導入を申請する企業が102社(国家知識産権戦略網 2013年8月30日)
6. 遼寧省、自動車部品産業の知的財産権ボランティアチームを設立(国家知識産権網 2013年9月22日)

#### ○ 司法関連の動き

1. 「W」商標登録取消を求める訴訟、マクドナルドが敗訴(新華網 2013年9月5日)
2. 福建省高級法院、省知識産権局と訴訟調停ドッキング体制を構築(国家知識産権網 2013年9月4日)
3. 上海で国内初の営業秘密禁止令を発行、被告が遵守承諾(中国知識産権司法保護網 2013年9月9日)

#### ○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 1~7月、全国の工商機関が権利侵害・模倣品関連事件4万8800件を摘発(工商総局公式サイト 2013年9月12日)
2. 「傍名牌」取締特別行動で目覚ましい成果、全国で1万6100件摘発(工商総局公式サイト 2013年9月9日)
3. 武漢市青山区知識産権局と公安局、模倣品摘発協力体制を確立(国家知識産権網 2013年9月7日)
4. 四川省工商局、不正競争を取り締まる特別行動を実施(工商総局公式サイト 2013年9月4日)
5. 福建省知識産権局、権利侵害摘発で省公安厅と提携、覚書締結(国家知識産権網 2013

年 9 月 13 日)

○ 多国籍企業 R&D

1. 工業・情報化部：中国の IC カード産業チェーンがほぼ形成、研究開発を支援(新華網 2013 年 9 月 6 日)
2. ボルボ初の中国工場が稼働開始、吉利と技術協力推進へ(新華網 2013 年 8 月 29 日)

○ 統計関連

1. G20 革新競争力ランキング、中国が 8 位＝国内研究班発表(新華網 2013 年 9 月 4 日)
2. 北京図書博覧会が閉幕、著作権成約は 3667 件(中国知識産権资讯网 2013 年 9 月 2 日)
3. 中関村企業の技術関係者が 40 万 2000 人に、研究開発費が 918 億元(新華網 2013 年 9 月 23 日)

○ その他知財関連

1. 第 5 回日中意匠制度シンポジウム、北京で開催(国家知識産権網 2013 年 9 月 16 日)
2. 中国科学院と米ゼネラル・アトミックス、「人工太陽」共同実験に成功(新華網 2013 年 9 月 16 日)
3. 2013 年中国専利情報年會が開催、日欧米それぞれフォーラム設置(新華網 2013 年 9 月 13 日)
4. WIPO : PATENTSCOPE に中国の特許文献 300 万件を収録(新華網 2013 年 9 月 23 日)

=====

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 「林産物地理的表示管理弁法」がパブコメ募集、審査登録制度を確立へ★★★  
中国は林産物の地理的表示に関する審査登録制度の立法作業を進めている。国家林業局はこのほど、「林産物地理的表示管理弁法」の意見募集稿を公表し、一般向け意見募集を始めた。

この意見募集稿は 6 章、27 条からなる。法的根拠、主管部門の職責、申請・受理、審査・認可、専用標識の使用、保護・監視などに関する内容が盛り込まれている。

林産物はほとんど地理的表示の特徴を持つ。林産物の地理的表示を保護する制度の確立は、林産物をめぐる知的財産権保護の規範化、林業の発展促進に重要な意義があるとみられる。また、林業就業者の権益保護や収入増加、地方の生態系と民生の改善に繋がることも期待される。

(出典：国家知識産権戦略網 2013 年 9 月 11 日)

★★★2. 改正商標法が全人代常務委で採択、来年 5 月 1 日より施行★★★

第 12 期全国人民代表大会（全人代）常務委員会の第 4 回會議で 30 日、「全国人民代表大會常務委員會の『中華人民共和國商標法』改正に関する決定」が採択された。改正「商標法」は 2014 年 5 月 1 日より施行される。

「改正『商標法』は商標権侵害行為を根本から抑制するため、4 つの面で違法の代価を大幅に引き上げた」。改正決定が採択された後、国家工商総局・商標局の許瑞表局長が取材を受け、このように指摘した。

許局長によると、現行法に比べて、新しい「商標法」は▽権利侵害行為の種類増加、▽商標権侵害行為の過料額の増加、▽懲罰的賠償制度の導入、▽権利者の挙証責任の軽減の4つの面に重点を置き改正が行われた。

中国の商標出願件数は今年6月末現在、累計で1221万件に達した、登録件数は817万4000万件。有効登録商標は680万8000件。いずれも世界1位だった。

(出典：工商総局公式サイト 2013年9月1日)

### ★★★3. 国家知識産権局、専利代理サービス管理標準を作成へ★★★

国家知識産権局は体系化された専利代理サービス管理標準を作成、発布し、業界全体の管理能力の向上を推進する方針を固めた。8月27日、北京で行われた「2013年全国専利代理管理活動業務研修クラス」で明らかになった。

国家知識産権局・条法司の責任者によると、同局は、専利代理管理活動を一層強化し、管理者のサービス意識、業務能力を向上させることを当面の主要任務と今後の発展目標として捉えている。国内の専利代理業界は全体的に「弁理士の数が足りない、地域分布が不均衡、サービスの基準が不統一」などの課題に直面しており、業務能力の向上や新業務の開拓、国際化推進が待たれる。国家知識産権局は近年、法律制度の整備などを含めた一連の施策を講じて、専利代理管理の電子化、知能化を進めており、成果を収めている。

今回の研修クラスは国家知識産権局が主催し、北京市知識産権局が運営した。各地方の知識産権局と中華全国専利代理人協会の責任者、実務者が研修に参加した。

(出典：国家知識産権戦略網 2013年8月30日)

### ★★★4. 法制弁とSIP0、改正「専利代理条例」に関するシンポジウムを広東で開催★★★

國務院法制弁公室と国家知識産権局(SIP0)の関係者一行は9月11日から13日にかけて広東省を訪れ、同省の関連部門の責任者や企業、大学などの代表を招き、「専利代理条例」改正に関するシンポジウムを開催した。

シンポジウムには省の関連部門の責任者を始め、広州市知識産権局、深セン市知識産権局、企業、大学、研究機構、代理機構からの代表70数名が出席。参加者は専利代理業界の発展見通しや広東省の専利代理業界の実態を踏まえて、「専利代理条例」改正案について多くの意見やアドバイスを提出した。

現行「専利代理条例」は、専利代理業界の規範化と、依頼人・代理機構・弁理士の合法的權益の保護、専利代理市場の秩序維持を狙い、1991年に発布された。今回の改正作業において、専利管理当局が近年積み重ねた経験を反映した内容のほか、将来の発展を見込んだ規定が取り込まれた。専利事業の発展を一段と促進する重要な役割を果たすものとみられる。

(出典：国家知識産権網 2013年9月13日)

### ★★★5. ネットワーク商品取引・サービス管理弁法、パブコメを募集★★★

国家工商行政管理総局は9月11日、「ネットワーク商品取引 関連サービス管理弁法(意見募集稿)」を公表し、一般向け意見募集を始めた。

意見募集稿はインターネット通販企業に工商登録を義務付け、個人によるインターネット通販には、真実の身分情報の提供を前提に、第三者の取引プラットフォームを通じて行うことを求めている。

このほか、意見募集稿には、▽有名ウェブサイトのドメイン、名称、標識を模倣する、

▽政府部門や社会団体の電子標識を無断使用、偽造する、▽虚偽の手段で自社名誉を向上させる、▽競合他社のウェブサイトの名誉を毀損する—など、ネットワーク技術を利用した不正競争行為を禁止する旨の内容が取り込まれている。

意見募集の締切日は 2013 年 10 月 11 日。意見募集稿に対する意見やアドバイスは、以下の方法で国家工商行政管理総局に提出することができる。

▽国家工商行政管理総局 HP (<http://www.saic.gov.cn>) にアクセスしてオンラインで提出

▽郵送 北京市西城区三里河東路 88 号 国家工商総局市場司 (郵便番号: 100820)

▽電子メール [scs602@saic.gov.cn](mailto:scs602@saic.gov.cn)

(出典: 國務院法制弁公室公式サイト 2013 年 9 月 12 日)

#### ★★★6. 山東省、繰り返し権利侵害への行政処罰規定を導入★★★

9 月 1 日より施行された「山東省専利条例」は、権利侵害を繰り返す違反行為が多発する課題に対応するために、行政法執行機関に繰り返し権利侵害に処罰を与える権限を付与した。同条例は今年 8 月 1 日より省人代常務委で採択された。15 年前に発布された「山東省専利保護条例」は新条例の発効に伴い、廃止されることとなった。

新条例によると、専利管理当局または裁判所が出した専利権侵害行為への処罰決定、判決が発効した後、同一人物が同じ専利権に対し継続してまたは再び侵害行為を実施した場合、行政当局が侵害行為の停止を命じ、違法所得と侵害製品を没収する上、違法所得額の 1~3 倍にあたる過料、もしくは 2~20 万円の過料 (違法所得がない場合) を処することができる。

「条例」には、地方政府による特許補助金の設立、重大経済活動における知的財産権審査体制の整備、調査挙証手段の強化などに関する内容も盛り込まれている。

(出典: 中国法院網 2013 年 9 月 11 日)

#### ○ 中央政府の動き

##### ★★★1. SIPO と江蘇省、知財戦略モデル省建設活動会議を北京で開催★★★

国家知識産権局 (SIPO) と江蘇省は 2009 年 2 月、知的財産権戦略モデル省の建設プロジェクトを発足して以来、91 の協力事業を実施し、江蘇省の知的財産権活動を大きく促進した。モデル省建設プロジェクトの実施について SIPO と江蘇省がこのほど北京で開いた活動会議でわかった。

SIPO の田力普局長は演説の中で、同プロジェクトで収めた成果を評価し、江蘇省の知的財産権戦略の実施を一層推し進めるよう各方面が協力を強化してほしいと期待を示した。

江蘇省は知的財産権戦略モデル省プロジェクトを実施する国内唯一の地方である。同省の李学勇省長は、江蘇省の発展を長期にわたって支持してきた SIPO と工業・情報化部に感謝の意を示したうえ、今後は▽特許登録件数、核心特許保有件数の向上、▽知的財産権と産業の結合、▽知的財産権の国際化などに力を入れ、「知的財産権強省・江蘇省」の実現に取り組む方針だと表明した。

会議ではまた、「工業・情報化部と国家知識産権局、江蘇省政府が南京理工大学知的財産権学院を共同建設する協議書」が締結された。

(出典: 国家知識産権網 2013 年 9 月 11 日)

##### ★★★2. 発展改革委と輸出入銀行、ハイテクサービス業の発展支援策を発表★★★

ハイテクサービス業の発展促進と貿易発展モデルの転換加速を狙い、国家発展改革委員会と中国進出口銀行（輸出入銀行）はこのほど、「金融でハイテクサービス業の発展を支援することに関する指導意見」を発表した。

指導意見には、中国進出口銀行は毎年、100億元以上の融資枠を用意してハイテクサービス業の発展を支援することが明記されている。研究開発・設計、知的財産権、検査測定、技術成果転化、情報技術、デジタルコンテンツ、電子商取引、バイオ技術などが重点支援分野とされる。

関係者によると、発展改革委員会はすでに、複数のハイテクサービス研究開発プロジェクトと産業化プロジェクトを中国進出口銀行に推薦した。クラウドコンピューティング、ビッグデータ分析、モノのインターネット、モバイルインターネット、電子商取引などに係わる新技術、新業態が含まれているという。

（出典：中国知識産権资讯网 2013年9月11日）

### ★★★3. WCO 事務局次長：中国税関との知的財産権協力を強化したい★★★

税関総署の孫毅彪副署長は9月10日、世界税関機構（WCO）のセルヒオ・ムヒカ事務局次長と北京で会談した。

孫副署長は于広洲所長を代表してムヒカ次長の中国税関訪問に歓迎の意を示した上、中国税関とWCOによる協力の強化について、▽ハイレベル交流の強化、▽中国税関の廃棄物密輸取締行動へのWCOの支援、▽人材育成分野における協力の強化、▽WCO枠組みにおける中国税関とラテンアメリカ地域税関間のキャパシティビルディング協力の推進—の4つを提案した。

ムヒカ次長はWCO事務における中国税関の努力と成果を高く評価した。次長はまた、WCOと中国税関間の知的財産権協力事業について孫副署長と意見を交わしたうえ、双方の協力を一層推し進めていきたいと表明した。

（出典：海関総署公式サイト 2013年9月11日）

### ★★★4. 発展改革委、体制改革を進めて戦略的新興産業の発展を推進★★★

経済の安定的成長と構造調整における戦略的新興産業の牽引的な役割を果たし、その快速な発展を推進するために、国は体制改革を進めて、重大プロジェクトや産業の集積的発展、技術革新力の向上、民営企業の発展に注力する方針を固めた。5日に開かれた「中国戦略的新興産業発展シンポジウム」に出席した国家発展・改革委員会の張曉強副主任が明らかにした。

張副主任によると、中国は国務院が2010年、「戦略的新興産業の育成、発展の加速に関する決定」を發布した後、戦略的新興産業が快速な発展を維持し、国民経済を牽引する重要な存在に成長した。省エネルギー、環境保護、次世代通信技術、バイオなど分野の生産高の伸び幅が昨年、工業全体の約2倍に達し、今年1～5月期の生産高では通信設備製造が27.58%、ソフトウェアが24.2%、医薬製造が19.8%、医療器械が21.3%とそれぞれ増加し、引き続き経済成長をリードしている。一部の地方では戦略的新興産業が経済の大黒柱になっている。

「戦略的新興産業の育成、発展の加速に関する決定」では、2015年までに戦略的新興産業の付加価値総額の対国内総生産（GDP）比が8%に、2020年までに15%に達するとの目標が掲げられている。張副主任は、「戦略的新興産業の育成、発展は経済モデル転換、産業構造調整、イノベーション型駆動を実現するための重大な戦略的任務だ」と指摘し、発展改革委としては今後、マクロ的な指導と協調に力を入れ、戦略的新興産業へのサポー

トを一層強化する方針だと説明した。

(出典：新華網 2013 年 9 月 6 日)

#### ★★★5. 質検総局とタイ国商務省、「地理的表示協力覚書」を締結★★★

中国国家質量監督検験検疫総局（質検総局）とタイ国商務省は先日、「中国・タイ国地理的表示協力覚書」を北京で締結した。両国の地理的表示分野における協力・交流の新しい1ページを開いたとみられる。

覚書締結に先立ち、質検総局とタイ国商務省は地理的表示の保護に関する協力・交流などについて会談を行った。双方は会談と覚書締結により地理的表示分野における2国間協力の基盤が築き上げられたとの認識で一致した。

質検総局は近年、地理的表示保護の国際協力を進めてきた。同総局は当面、欧州連合(EU)や米国などの14件の地理的表示製品を認可し、国内での保護を実施している。中国の地理的表示製品10件はEUで保護を受けている。

(出典：国家知識産権戦略網 2013 年 9 月 6 日)

#### ★★★6. 工商総局とブラジル産業財産庁、協力覚書を締結★★★

国家工商行政管理総局（工商総局）の劉玉亭副局長率いる代表団は8月30日、ブラジル産業財産庁(INPI)を訪れた。双方が会談を行い、両庁間の協力覚書を締結した。

劉副局長は工商総局の商標登録・保護における最新状況を説明した上、双方がこれまで展開してきた協力事業を評価し、協力覚書が順調に実施されるよう期待を示した。

工商総局とINPIは昨年8月、今回の協力覚書の締結に向け協議を進めることで合意した。覚書によると、双方は▽商標登録分野の情報交換、▽キャパシティ・ビルディング関連イベントの実施、▽機構管理、オフィスオートメーション、知的財産権データバンク構築に係わる情報、優良事例についての交流、▽共に関心を寄せる国際問題をめぐる共同行動の実施一などの分野で提携を深めることになる。

(出典：工商総局公式サイト 2013 年 9 月 3 日)

#### ★★★7. 知的財産権戦略の実施に関するテレビ電話会議、北京で開催★★★

知的財産権戦略の実施に関する全国テレビ電話会議が8月30日、北京で開催された。國務院の王勇・國務委員が出席し、演説を行った。

会議では、知的財産権保護の強化、知的財産権政策体系の改善、知的財産権の質・効果の向上を一層進めるとともに、国際ルール作成に参加し、人材育成と知的財産権サービス業の発展を促し、知的財産権と産業経済の融合、技術革新と地域発展の融合を推し進める方針が固められた。

王勇・國務委員は演説の中で、特許、商標などの出願件数の急増と法律法規の整備など、国家知的財産権戦略実施5年間の成果を評価した上、全体的にみれば知的財産権の質は高いとは言えず、国民が期待する保護活動の実現に引き続き努力しなければならないと指摘した。

(出典：国家知識産権網 2013 年 8 月 31 日)

#### ★★★8. 中国・カナダ PPH と中国・シンガポール PPH、9 月 1 日から実施★★★

国家知識産権局とカナダ知的財産庁、シンガポール知的財産庁がそれぞれ締結した特許審査ハイウェイ (PPH) に関する覚書に基づき、中国・カナダ PPH と中国・シンガポール PPH は9月1日から実施が開始された。これにより、国家知識産権局と PPH を実施する国

は 12 カ国になり、PPH 協力が一層拡大された。

出願者は今後、中国国家知識産権局または、カナダ知的財産庁、シンガポール知的財産庁に PPH を申請することができる。中国・カナダ PPH も中国・シンガポール PPH も試行期間が 2 年で、2015 年 8 月 31 日に終了する。

2 つの PPH プログラムに関する詳細情報は国家知識産権局の公式サイトに設けられた「PPH 特集」に掲載されている。

(出典：国家知識産権網 2013 年 8 月 30 日)

#### ★★★9. 第 2 期国家知的財産権専門家諮問委員会が発足★★★

第 2 期国家知的財産権専門家諮問委員会は 9 月 10 日、煙台市で設立式典が開催され、正式に発足した。国家知識産権局の田力普局長が出席し演説を行った。

国家知識産権局の元局長、王景川氏が委員会主任に就任。委員会は知的財産権分野の専門家 30 名からなる。王主任は設立式典において、国家知的財産権戦略の実施に関する全体的な課題や戦略的な課題、前向きな課題に焦点を当てて▽経済、社会の発展促進、▽知的財産権関連法律、政策、市場、文化環境の整備に努めたいと話し、委員会の活動方針を説明した。

第 1 期専門家諮問委員会は 2010 年 7 月に設立されて以来、3 年間にわたって国の知的財産権事業の中長期発展計画、知的財産権に係わる法律法規、重大な政策・措置の作成に向け、一連の調査・研究、評価、審査の活動を展開してきた。

(出典：国家知識産権戦略網 2013 年 9 月 15 日)

#### ★★★10. 発展改革委、ソフトウェアと集積回路設計の重点企業認定作業を始動★★★

国家発展改革委員会と財政部など国の 5 部門が共同で実施する、国家重点ソフトウェア企業・集積回路設計企業の認定作業は 9 日、始まった。知的財産権を保有することが重要な認定要件となっている。国家発展改革委の関係者が明らかにした。

同関係者によると、国が発布した「国家計画枠組みにおける重点ソフトウェア企業と集積回路設計企業の認定管理試行弁法」に基づき、国家レベルの重点ソフトウェア企業と重点集積回路設計企業の認定にあたり、過去 2 年間に企業が取得した知的財産権を審査することが必要とされる。この中に▽ソフトウェア著作権登録、集積回路配置図、専利権の数と質、▽技術の先進性、新規性、▽研究開発費の対売上高比、技術者の対総職員数比などが含まれるという。

(出典：国家知識産権戦略網 2013 年 9 月 13 日)

#### ★★★11. 工商総局、改正商標法の徹底に向け 5 つの施策、違法な代理を厳罰★★★

改正商標法は来年 5 月 1 日から施行される。国家工商行政管理総局は新しい「商標法」の実施徹底に向け、研修訓練の実施、関連法規の改正・作成、審査効率の向上、監視管理の強化、幹部人材の育成強化の 5 つの施策を打ち出した。同総局が 9 月 17 日開いた「新『商標法』実施徹底テレビ電話会議」に出席した張茅局長が明らかにした。

張局長は、各級の工商機関に対し、「商標法実施条例」や「馳名商標認定・保護条例」を含めた関連法規の改正、作成を急ぎ、登録審査手続きの改善、保障体制の整備に努めるとともに、代理業界への監視管理を一層強化し、違法な代理を厳罰するよう求めた。

このほか、張局長は、改正商標法は中国の社会・経済の実情を踏まえて登録管理制度に対し重大な調整が行われたものであると指摘し、各工商機関は改正内容を正確に把握しなければならないと強調した。

(出典：新華網 2013 年 9 月 18 日)

○ 地方政府の動き

★★★1. 広東省、「科学技術と金融の結合促進に関する実施意見」を発布★★★

広東省科学技術庁と省生産力促進センター、広東金融学院、粵科金融集団などが共同で作成した「科学技術と金融の結合促進に関する実施意見」はこのほど、正式に発布された。同「実施意見」は今年 7 月 15 日、省政府常務会議で採択された。

「実施意見」は創業投資、融資、資本市場、サービス体系の 4 つの面から科学と技術の結合を促すための促進策が盛り込まれた。▽種子基金やインキュベーター基金を含めた各投資機関による種子企業、創業期企業への支援、▽知的財産権担保融資、科学技術保険などによる融資支援、▽技術系企業の融資を後押しする科学技術金融サービス体系の整備、▽財政、管理体制、評価体制を含めた保障措置の実施—などが含まれる。

広東省科学技術庁は今後、具体的政策措置、活動プランの作成を進め、広東省の実情を踏まえた科学技術金融の発展モデルの構築に力を入れる方針だ。

(出典：科技部公式サイト 2013 年 9 月 9 日)

★★★2. 雲南省で知的財産権保護支援センターが設立★★★

中国（雲南）知的財産権保護支援センターが 6 日、雲南省昆明市で設立された。雲南省知識産権局と昆明市知識産権局が共同で管理するもので、特許権侵害や商標権侵害などの知的財産権をめぐる違法事件の通報を受け付け、権利者の権利保護活動を支援する。

保護支援センターはこのほか、▽権利者や一般市民向けの知的財産権法律、政策のコンサルティングサービス、▽法執行と権利保護に関する PR、▽政府と産業界向けの関連サービス—も行う。通報用電話番号「12330」は同日、開通された。

雲南省知識産権局の李士林副局長は、保護支援センターの設立と「12330」電話の開通は雲南省が知的財産権保護と関連サービスを強化するための重要な施策の 1 つだと指摘した。

(出典：新華網 2013 年 9 月 6 日)

★★★3. 四川省、知的財産権遠隔教育システムが運用開始★★★

四川省の知的財産権遠隔教育システムは先日、運用が開始された。四川省の「知的財産権戦略綱要」、知的財産権事業「十二五」発展計画の実施を推進し、知的財産権人材の育成を加速させ、知的財産権運用能力を向上させるために、中国知的財産権研修センターと提携して開発された。

四川省の各地方に設けられる遠隔教育拠点を利用して、政府の幹部や知的財産権実務者、企業の知的財産権担当者、大学の教師、学生を対象に講義が行われる。知的財産権意識とイノベーション能力の向上、知的財産権保護能力の強化が狙いとされる。

中国知的財産権研修センターの関連規定に基づき、当面では第一陣として綿陽、自貢、宜賓、広元の 4 市で遠隔教育拠点が設けられた。

(出典：国家知識産権網 2013 年 9 月 4 日)

★★★4. テレマティクス産業技術イノベーション連盟、北京で設立★★★

工業・情報化部、科学技術部、中国機械工業連合会のサポートを受けて、中国自動車工程学会が中心とされる「テレマティクス産業技術イノベーション連盟」は先日、北京で設立された。

関連業界の力を借りてテレマティクス・サービスを推進する外、テレマティクスに基づく自動車核心技術の研究開発を促進することが目指される。中国自動車工程学会の付于武・理事長によると、国内自動車企業、研究機構、ソフトウェア・ハードウェアメーカーを含めた29のメンバーが加盟している。

自動車業界において新エネルギー車、軽量化と並ぶ未来の三大技術の1つとして、テレマティクスは国の複数の部門と多くのメーカーから注目を集めている。付理事長は、「産業化と情報化を融合させたテレマティクスは、中国の経済発展モデルの転換、新興産業の育成に重要な役割を果たすだろう」との認識を示した。

(出典：国家知識産権戦略網 2013年9月3日)

#### ★★★5. 北京市、今年の「企業知的財産権管理規範」導入を申請する企業が102社★★★

「企業知的財産権管理規範」の導入を申請する企業は今年、100社を超えた。先日開かれた「2013年北京企業知的財産権管理標準化推進会」でわかった。

北京市知識産権局は昨年7月から、企業を対象とする知的財産権管理標準化パイロット作業を始めた。一連の研修活動を開催し、企業のために内部審査担当員約100名を訓練した。市知識産権局はまた、企業知的財産権管理標準化オンラインシステムを作成し、標準導入に関する経験交流、指導、審査管理、情報共有の場を提供している。北京市は昨年、申請企業97社の内、65%にあたる63社が知的財産権管理標準の審査に合格した。今年、「企業知的財産権管理規範」の導入を申請する企業は102社に達した。

推進会ではまた、企業知的財産権管理標準化オンラインシステムに関して詳細な説明が行われ、企業に「北京企業知的財産権管理規範指導ハンドブック」が配布された。

(出典：国家知識産権戦略網 2013年8月30日)

#### ★★★6. 遼寧省、自動車部品産業の知的財産権ボランティアチームを設立★★★

遼寧省知的財産権保護支援センターはこのほど、丹東市で「全省自動車部品産業知的財産権保護支援ボランティアチーム」と「全省自動車部品産業知的財産権苦情通報ボランティアチーム」の設立式典を開催し、2つのボランティアチームを正式に発足させた。遼寧省の自動車部品産業の企業からのボランティアが設立式典に参会した。

省知識産権局と丹東市知識産権局など政府機関の責任者がボランティアに証書を渡した。ボランティア精神を発揚し、知的財産権をめぐる良好な文化、法制、市場環境を醸成するのを狙い、省知的財産権保護支援センターがボランティアチームを設立した。メンバーは知的財産権知識の普及啓発、法律支援、コンサルティング、権利侵害行為の通報などに取り組むほか、知的財産権イベントを催すなどしてボランティアの責任を果たす。

(出典：国家知識産権網 2013年9月22日)

#### ○ 司法関連の動き

##### ★★★1. 「W」商標登録取消を求める訴訟、マクドナルドが敗訴★★★

国家工商行政管理総局商標評審委員会が認めた「赤い背景に黄色のW」ロゴが自社の商標権を侵害したとして、商標評審委員会に同商標の全面的取り消しを求め、マクドナルドが北京市高級人民法院に提起した訴訟は先日、マクドナルドの主張を退けた判決が下された。

北京の事業者が2001年11月、赤い背景に黄色の「W」ロゴを図形商標として食堂など複数のサービス項目に登録を出願した。マクドナルドが同社の「M」ロゴに酷似すると主

張し異議を申し立てたが、商標局は認めなかった。マクドナルドはその後、商標評審委員会に取消審判を請求した。2010年7月、商標評審委員会は食堂やカフェなどにおける同商標の登録を取り消し、その他のサービスでの登録を維持するとの決定を出した。この決定について、マクドナルドは不服とし、北京市第一中級人民法院に訴訟を提起し、「W」商標の全面的取り消しを求めた。

北京市第一中級人民法院は商標評審委員会の決定を維持したため、マクドナルドは北京市高級人民法院に控訴審を提起。市高級人民法院では、「W」商標登録の前にマクドナルドの「M」商標が中国馳名商標の要件を満たしたことは証明できず、貿易業務以外での「W」商標の使用は消費者に誤認混同を生じさせる恐れがないと判断し、マクドナルドの主張を退ける判決を言い渡した。

(出典：新華網 2013年9月5日)

### ★★★2. 福建省高級法院、省知識産権局と訴訟調停ドッキング体制を構築★★★

福建省高級人民法院と省知識産権局は9月3日、知的財産権紛争をめぐる訴訟と調停のドッキング体制の構築について、「知的財産権紛争訴訟調停ドッキング体制の構築に関する若干意見」を共同で発布した。

中国では司法と行政の二本立てによる知的財産権保護を実施している。行政法執行機関は知的財産権関連事件において重要な役割を果たしている。同「意見」の発布により、知的財産権民事紛争において知的財産権保護支援センターや各知識産権局による調停を優先する原則が確立された。省法院は今後、商標や著作権などの知的財産権管理当局とも連携・協調を密にし、知的財産権の全領域をカバーした訴訟・調停のドッキング体制を構築する方針だ。

福建省の各裁判所では2012年から現在までに、専利、商標、著作権、不正競争などに係る知的財産権民事事件4603件を受理した。一方、省知識産権局は昨年、専利をめぐる権利侵害紛争事件50件を受理し、前年より92.3%増えた。

(出典：国家知識産権網 2013年9月4日)

### ★★★3. 上海で国内初の営業秘密禁止令を発行、被告が遵守承諾★★★

米国の大手製薬企業であるイーライリリー・アンド・カンパニー(Eli Lilly and Company)が自社の営業秘密が侵害されたとし、上海市第一中級人民法院に元職員の黄氏を訴えた裁判は先月、被告の黄氏に営業秘密の開示などを禁止する裁定が下された。

黄氏は原告傘下のリリー中国研究開発会社の研究員を務めていた。2013年1月に許可を得ずに会社のサーバーから21点の秘密ファイルをダウンロードし、勝手に自分の記録設備に記録した。会社から削除の要求が出されたにもかかわらず削除しなかったという。

裁判所では、同営業秘密の内容を開示、使用または他人の使用を許可することを禁止する裁定を下した。黄氏はこれを受け、「終審判決が出されるまでに裁定に違反することはない」と承諾した。

今年1月1日より施行された改正「民事訴訟法」における保全規定に基づき、国内裁判所が発行した初の営業秘密禁止令だった。

(出典：中国知識産権司法保護網 2013年9月9日)

## ○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 1~7月、全国の工商機関が権利侵害・模倣品関連事件4万8800件を摘発★★★

国家工商行政管理総局はこのほど、今年1～7月の権利侵害・模倣品取締活動の全体状況を公表した。全国の各工商機関で権利侵害、模倣品関連事件4万8800件を摘発し、模倣品製造販売拠点858カ所を閉鎖させた。差し押さえた模倣商品などは金額にして6億3200万元に上る。また、犯罪の疑いがあるとして司法機関に261件を移送した。

各地方の工商機関は引き続き、有名ブランド、地理的表示の保護に重点を置き、模倣品取締の特別行動を展開するとともに、悪意の先駆登録の取締を強化している。このほか、4月から実施してきた「傍名牌」（有名ブランドの便乗使用）取締特別行動で、1万1495件を摘発し、総額3億6100万元に上る関連商品、設備などを差し押さえた。農業資材や流通分野の品質監視管理においても成果を上げている。

工商総局の関係責任者によると、2012年6月に「商標保護の長期的体制の構築に関する意見」が発表されて以来、各地の工商機関は行政法執行と刑事司法との連携強化に努めるとともに、行政処罰情報の公開、法執行情報プラットフォームの整備、重大事件早期警戒・緊急対応体制の構築に取り組んできた。

（出典：工商総局公式サイト 2013年9月12日）

#### ★★★2. 「傍名牌」取締特別行動で目覚ましい成果、全国で1万6100件摘発★★★

国家工商行政管理総局は今年第2四半期から全国で実施してきた「傍名牌」取締特別行動で目覚ましい成果を上げている。4月から7月までに全国の工商機関で「傍名牌」関連事件1万6100件を摘発し、総額3億4800万元の侵害商品を差し押さえた。このうち、236件は刑事責任を追及するため司法機関に移送された。

中国馳名商標や各地方の著名商標を冒用する事件は「傍名牌」に係わる不正競争事件の6割を占め、各地の工商機関がこの種の事件に重点を置いて摘発を進めてきている。差し押さえた権利侵害商品の種類からみれば、日用品や食品など需要が大きくて生活に密接に関わる分野の「傍名牌」事件が多発している。

工商当局ではこれから、日用品や食品など分野の「傍名牌」を中心に、摘発に取り組み、特別行動を一段と推し進めていくこととしている。

（出典：工商総局公式サイト 2013年9月9日）

#### ★★★3. 武漢市青山区知識産権局と公安局、模倣品摘発協力体制を確立★★★

武漢市青山区の知識産権局と公安局は先日、「模倣品摘発における連携、協力に関する協議書」を締結し、知的財産権侵害・模倣品製造販売を取り締まる活動で協力を一層強化することで合意した。

「協議書」によると、双方は知的財産権をめぐる違法、犯罪の動きを分析し、法執行活動を共同で行うほか、▽模倣品関連犯罪を摘発するための技術的支援、▽真贋製品サンプルを収録したデータバンクの整備、▽模倣品摘発、知的財産権保護に係わる法律知識の啓蒙普及活動、▽模倣品を共同摘発する長期的体制の確立—などで提携を深めることとしている。

区レベルの知的財産権管理当局と公安部門が行政法執行に係わる長期体制を確立するのは、武漢市で初めて。知的財産権保護活動が下部機関に軸足を移しつつあることが伺える。

（出典：国家知識産権網 2013年9月7日）

#### ★★★4. 四川省工商局、不正競争を取り締まる特別行動を実施★★★

四川省工商局は9月1日、「不正競争を取り締まり、知名企業知名ブランドの知的財産

権を保護する」特別法執行行動を発足させた。三ヶ月に渡り実施する予定。医薬、教育、不動産を含めた多数の業界に重点を置いて進める。

省工商局は各地方の工商部門に対し、▽商業賄賂による模倣品販売への処罰、▽他人の登録商標を詐称し、知名商品の名称、包装を模倣する行為の摘発、▽虚偽の宣伝、営業秘密侵害などの摘発の一強化を求めている。特に知名商品に係わる模倣、詐称行為を一層厳しく取り締まることが強調された。

省工商局はまた、特別行動において公安、品質管理などの部門との提携を強化し、地域を跨ぐ模倣品摘発体制の整備を進め、地域を跨ぐ法執行活動を実施することとしている。(出典：工商総局公式サイト 2013年9月4日)

#### ★★★5. 福建省知識産権局、権利侵害摘発で省公安厅と提携、覚書締結★★★

福建省知識産権局と省公安厅・経済偵査総隊はこのほど、知的財産権侵害と模倣品製造販売をめぐる犯罪の摘発で提携する旨の覚書を締結した。双方は連絡体制の確立、情報共有、共同エンフォースメントなどで協力を行うことで合意した。

覚書によると、双方は法執行関連情報の交流を強化し、情報共有を実現する。影響が大きく、市民の生活に密接に関わる事件や、群体的権利侵害、繰り返し権利侵害、悪意の権利侵害などの違法行為に対し、共同エンフォースメントを実施し、権利保護を強化する。犯罪の疑いがある事件について、公安機関は早期に調査を始め、事件の快速な解決に努める。このほか、覚書には権利侵害事件の移送に関する「双方向体制」や摘発活動の進捗状況に関する定期報告制度、PR強化などの内容が盛り込まれている。

省知識産権局と公安機関間の協力体制の整備で、それぞれの職能が発揮され、専利をめぐる法執行、権利保護の「護衛」特別行動が一層進むことが期待される。

(出典：国家知識産権網 2013年9月13日)

#### ○ 多国籍企業 R&D

#### ★★★1. 工業・情報化部：中国のICカード産業チェーンがほぼ形成、研究開発を支援★★★

公共交通カード、社会保障カード、クレジットカード、さまざまなICカードが、現代生活において欠かすことの出来ない存在となった。このほど開かれた「第27回中国科学技術フォーラム・ICカードチップ安全技術・産業発展フォーラム」において、工業・情報化部（工信部）電子情報司の丁文武司長は「中国のICカード産業チェーンがほぼ形成され、政府は独自の知的財産権を持つICカード技術と商品の研究開発と使用普及を力強く支援する」と表明した。

丁司長によれば、中国のICカード産業の発展は1993年の「ゴールドカードプロジェクト」の立ち上げから始まった。ICカード産業は無から有へ、小から大への急発展を実現した。ICチップの設計・製造、モジュール包装、応用システムなどで高い技術を蓄積し、産業チェーンがほぼ形成された。

一方、同フォーラムに出席する専門家は、「技術の発展に伴い、ICカードに対する攻撃と侵入の手法も多様化する。安全保護技術の強化は焦眉の急となっている」と警鐘を鳴らした。

(出典：新華網 2013年9月6日)

#### ★★★2. ボルボ初の中国工場が稼働開始、吉利と技術協力推進へ★★★

スウェーデンの高級車メーカー、ボルボはこのほど、中国四川省の成都市で新工場の開

業式典を行った。

今回完成したボルボ成都自動車生産基地は、成都市の竜泉経済技術開発区に位置し、自動車の年間生産能力は10万台に達する。ボルボは、「中国の四川省成都市の新工場では、本国スウェーデンと変わらない生産クオリティを備える」と説明している。

ボルボは2010年に、中国自動車メーカー、浙江吉利控股集团（ジーリーホールディンググループ）の子会社となった。ボルボにとって、中国は第2のホームマーケットと言える重要市場で、現在は中国市場の開拓を推進しており、2020年までに自動車の販売台数を80万台にまで引き上げる方針を示している。

またボルボと吉利は、技術提携も推進しており、2015年までに共同で中国オリジナルブランド自動車を開発し、中国・世界市場での販売を目指す計画も明らかにしている。

（出典：新華網 2013年8月29日）

## ○ 統計関連

### ★★★1. G20 革新競争力ランキング、中国が8位＝国内研究班発表★★★

中国の国連常駐代表団科学技術チームと福建師範大学の専門家からなる「G20 国家革新競争力」研究班がまとめた「G20 国家革新競争力発展報告（2011～2013）」は9月3日、北京で発表された。革新競争力ランキングTOP3は米国、日本、ドイツ。中国が8位で、TOP10入りした唯一の開発途上国だった。

同研究班が2011年、「G20 国家革新競争力発展報告（2001～2010）」を発表した。今回は欧州連合を除くG20の19カ国の革新競争力について、2010年から2011年までのデータを以て分析を行った。19カ国の内、韓国が順位を2つ上げて上げ幅が最も大きい国家となる。日本、ドイツ、オーストラリア、中国、ブラジルはそれぞれ順位を1つ上げた。順位の下げ幅が最も大きい国家はカナダで3つ下げ、続いてフランスが2つ、英国とアルゼンチンが1つとそれぞれ順位を下げた。

全体的にみてG20国家の革新競争力は下降傾向にあることが伺える。研究班の責任者は、国際金融危機と欧州債務危機の影響が主な原因だと指摘するとともに、TOP10入りした唯一の開発途上国である中国の競争力向上について、国の科学技術革新戦略が功を奏しているとの認識を示した。

（出典：新華網 2013年9月4日）

### ★★★2. 北京図書博覧会が閉幕、著作権成約は3667件★★★

中国国際展覽センターで8月28日に開幕した第20回北京国際図書博覧会は9月1日、閉幕した。76カ国・地域からの2000以上の出版社が図書20万点を出展し、1000回以上の交流イベントを開催した。20万人を超える見学者が訪れた。

速報値によると、今回の図書博覧会で著作権貿易契約3667件が成約し、去年より11.2%増加した。内訳は輸出と共同出版が同12%増の2091件、輸入が10.1%増の1576件となっている。輸入と輸出の比例は1:1.33。

中国語図書の輸出が一段と拡大した。中国と世界を結ぶ懸け橋として、年一回開催される北京国際図書博覧会が重要な役割を果たしていることが伺えた。

（出典：中国知識産権資訊網 2013年9月2日）

### ★★★3. 中関村企業の技術関係者が40万2000人に、研究開発費が918億元★★★

このほど開かれた「2013年中関村フォーラム年会」で北京市社会科学院、中関村革新発展研究院、北京方迪経済発展研究院が共同作成した「中関村指数2013」報告書が発表

された。イノベーション環境、イノベーション能力、産業発展、企業成長、影響牽引、国際化の6分野の一級指標は何れも大幅に向上し、2012年の中関村総合指数は前年より24.8ポイント増の194.6に達した。

同報告書によると、中関村のイノベーション・起業環境は一段と改善され、科学技術と金融分野のイノベーションは一層進められた。中関村にある上場企業224社に各銀行が提供した知的財産権担保融資は100億元を超える。昨年の中関村企業の技術関係者が40万2000人、研究開発費の総額が918億2000万元で、いずれも過去最高を記録した。昨年の特許、実用新案、意匠の出願件数は3万9703件、登録件数は2万2632件。また、企業による総売上高は昨年、北京市全体の20.4%を占める2兆5000億元だった。

中関村発展研究院の責任者によると、中関村は今後、イノベーションを制限する体制の刷新、戦略的新興産業の牽引役の発揮、地域を跨ぐ協力の推進、企業の海外進出促進の4つの面に力を入れる方針だ。

(出典：新華網 2013年9月23日)

#### ○ その他知財関連

##### ★★★1. 第5回日中意匠制度シンポジウム、北京で開催★★★

日本貿易振興機構(JETRO)と中華全国専利代理人協会が共催する第5回日中意匠制度シンポジウムは9月4日、北京で開催された。日本国特許庁と国家知識産権局、日本貿易振興機構、中華全国専利代理人協会、日本企業からの代表150名が出席し、両国の意匠制度の最新状況や注目される意匠審査の課題について交流を行い、討議を交した。

中華全国専利代理人協会の徐媛媛秘書長は会議の席上で、シンポジウム開催を通じて両国同業者間の交流を一段と推進し、意匠審査に関する難題を解決するとともに企業による意匠制度の活用を促進したいと期待を語った。

シンポジウムで発表されたデータによると、日本企業による中国国内での意匠出願件数は過去5年間に4000~5000件を維持し、外国の中で最も多かった。2位は米国で、年間出願件数が2000~3000件だった。

(出典：国家知識産権網 2013年9月16日)

##### ★★★2. 中国科学院と米ゼネラル・アトミックス、「人工太陽」共同実験に成功★★★

中国が開発した世界をリードする新世代の熱核融合実験装置、「人工太陽」EAST(Experimental Advanced Superconducting Tokamak)はこのほど、米ゼネラル・アトミックス社のトカマク実験装置DIII-Dとの初の共同実験に成功した。同研究院傘下の合肥物質科学研究院の関係者が11日、明らかにした。

今回の実験は、DIII-Dの不等角投影加熱と電流駆動能力を利用したEAST実験条件のシミュレートが目的だ。実験により、ブートストラップ電流と非誘導電流のみを採用したトカマクの高性能安定運行の可能性が検証された。

米国、フランスなどが1980年代に発足したITER(国際協力によって核融合エネルギーの実現性を研究するための実験施設)計画の参加国である中国は、世界初の超電導核融合実験装置、EASTを独自に設計、製造した。ゼネラル・アトミックスとの今回の提携を通じ、中国科学院プラズマ物理研究所の研究者はDIII-DでEASTの実験条件をシミュレートし、EASTとの同等回転トルクへの注入に成功した。

(出典：新華網 2013年9月16日)

##### ★★★3. 2013年中国専利情報年會が開催、日欧米それぞれフォーラム設置★★★

「イノベーションによる発展駆動戦略を専利情報で促進する」をテーマとする 2013 年中国専利情報年会は 9 月 12、13 日、北京で開催された。世界知的所有権機関 (WIPO)、日本国特許庁、米国特許商標庁、欧州特許庁、韓国特許庁などの国際組織、政府機関と企業 500 社以上からの代表 1500 名が出席し、企業の特許情報運用、知的財産権管理、訴訟事例、特許貨幣化、特許検索・分析などのテーマをめぐって討議、交流を行った。

ますます多くの中国企業が国際市場に進出するなか、国内企業が外国の市場ルールなどを理解するための場を提供するために、今回の年会では、日本、欧州、米国それぞれの特許制度、情報運用実務をテーマとする 3 つのフォーラムが設置された。

中国専利情報年会はアジア最大規模の特許情報分野のイベントと言われる。開幕式に出席した国家知識産権局の田力普局長は挨拶の中で、国際交流プラットフォームとしての役割を果たし、より多くの人々がグローバル特許制度の変革に関心を寄せ、特許サービス業の発展を推進するよう取り組んでいきたいと表明した。

(出典：新華網 2013 年 9 月 13 日)

★★★4. WIPO : PATENTSCOPE に中国の特許文献 300 万件を収録★★★

世界知的所有権機関 (WIPO) の検索システム、PATENTSCOPE に中国が提供した特許文献 300 万件が追加された。これにより、同検索システムに収録された特許文献は 3200 万件を超えた。WIPO が発表したデータで明らかになった。

同システムは現在、1985 年から 1995 年までの中国の特許と特許出願の目録情報 (英語のみ) と、1996 年以降の中国の特許と特許出願の目録情報、明細書、特許請求範囲 (中国語と英語) を検索することができる。

WIPO のフランシス・ガリ事務局長は、中国の特許文献を PATENTSCOPE に収録することは一大進歩だと評価し、これらの文献は中国の特許出願の実態を理解したいユーザーに斬新で重要な視角を提供したとの認識を示した。

(出典：新華網 2013 年 9 月 23 日)

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京事務所知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公樓 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : [post@jetro-pkip.org](mailto:post@jetro-pkip.org)

発行 : JETRO 北京事務所知的財産権部

※本メールマガジンの新規配信・配信停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信・配信停止 <http://www.jetro.go.jp/mail/>

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved